

事業者のみなさん! 準備は進んでいますか？

令和元年10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、全ての事業者の方に関係のある制度です。

開催日時	開催場所	定員	事前登録先
7月2日(火) 14:00～15:00	たつの市龍野町富永 1005-70 龍野税務署1階大会議室	30名	法人課税第1部門 0791-62-0774(ダイヤルイン)
7月24日(水) 11:40～12:10	たつの市龍野町富永 1005-70 龍野税務署1階大会議室	30名	個人課税第1部門 0791-62-0284(ダイヤルイン)

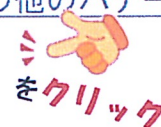
※ 事前登録制となっていますので、前日までにお電話で登録願います。
なお、両日とも個人事業者・法人にかかわらず、ご参加いただけます。
また、両日の説明時間は異なりますが、説明内容は同じです。

【主な説明事項】

- 1 軽減税率の対象品
- 2 帳簿及び請求書等の記載と保存
- 3 消費税額の計算と税額計算の特例
- 4 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入
- 5 軽減税率対策補助金 など

消費税軽減税率制度に関することは、
国税庁HPトップページの「その他のバナー一覧」

[消費税軽減税率制度](#)



共催：龍野税務署、龍野納税協会